泉 佐 監 第 ７ ３ 号
平成２１年８月３日

泉佐野市長　新田谷　修司　様

泉佐野市監査委員　明　松　　優
同　　鎌　野　　博

平成２０年度公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された平成２０年度公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成２０年度　公営企業会計経営健全化審査意見書

１　審査の対象

（１）資金不足比率

公営企業ごとに政令で定めるところにより算定した当該年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の事業の規模に対する比率で、公営企業の経営の健全化を判断する比率。

（２）対象となる公営企業

①法適用企業・・・・病院事業、水道事業、宅地造成事業

②法非適用企業・・・下水道事業特別会計

２　審査の期間

平成２１年７月９日から平成２１年７月２３日まで

３　審査の方法

市長から審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、財政担当者から説明を聴取して審査をした。

４　審査の結果

（１）総括的意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（２）個別的意見

①病院事業（法適用企業）　　（単位、%）

比　率　名	平成１９年度	平成２０年度	経営健全化基準
資金不足比率	29.5	2.1	20.0

平成２０年度の資金不足比率は、2.1%となっており、経営健全化基準を大幅に下回っており、これは、一般会計から病院事業会計への貸付金と公立病院特例債の発行などの要因によるものである。

②水道事業（法適用企業）　　（単位、%）

比　率　名	平成１９年度	平成２０年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

資金剰余額が生じており、資金不足額が生じていない。

③宅地造成事業（法適用企業）　　（単位、%）

比　率　名	平成１９年度	平成２０年度	経営健全化基準
資金不足比率	912.6	918.6	20.0

平成２０年度の資金不足比率は、918.6%で、前年度と比較して微増となっている。これは、事業規模の縮小によるものである。また、経営健全化基準の 20.0%を大幅に上回っている。

④下水道事業（法非適用企業）　　（単位、%）

比　率　名	平成１９年度	平成２０年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

解消可能資金不足額（将来入ってくると見込まれる使用料）があるため資金不足額は生じていない。

（３）むすび

宅地造成事業の資金不足比率については、経営健全化基準を上回っており、第三セクター等改革推進債の活用などにより、早期に事業の整理を望むものである。また、他の３事業については、資金不足比率を下回っているが、決して経営状況が良好であると言えず、なお一層の経営努力をされるよう望むものであり、特に、病院事業会計については、非常に厳しい経営状態であり、早期健全化基準を上回る大きな要因でもあるので、独立行政法人化も視野に入れて、経営のあり方を検討されるよう望むものである。